

地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についての全体バージョン第2.0版以降（人口動態調査事務システム及び火葬等許可システムについては第3.0版以降）の版数のもの

全体バージョン	バージョンアップ日	データ要件・連携要件（各論）業務ID																																			
		001	002	003	004	005	006	007	008	009	010	011	012	013	014	015	016	017	018	019	020	021	022	023	024	025	026	027	028	029	031	032	035	036	037	038	039
		住民基本台帳	印鑑登録	戸籍	戸籍の附票	選挙（共通）	選挙人名簿管理	期日前・不在者投票管理	当日投票管理	在外選挙管理	個人住民税	法人住民税	固定資産税	軽自動車税	収納システム（税務）	滞納システム（税務）	地方税（共通）	学齢簿編製等	就学援助	健康管理	児童扶養手当	生活保護	障害者福祉	介護保険	国民健康保険	後期高齢者医療	国民年金	児童手当	子ども・子育て支援	申請管理	住登外者宛名番管理	団体内統合宛名	（レセプト管理）（生活保護）	統合収納管理	統合滞納管理	人口動態調査	火葬等許可
第10.0版	2026/2/27	第4.1版	第2.4版	第5.0版	第2.3版	第4.1版	第4.1版	第4.1版	第4.1版	第10.0版	第10.0版	第10.0版	第10.0版	第10.0版	第10.0版	第10.0版	第4.0版	第7.0版	第7.0版	第4.1版	第6.0版	第4.1版	第8.0版	第8.0版	第4.1版	第4.1版	第2.5版	第4.0版	第1.3版	第1.4版	第1.6版	第4.0版	第2.7版	第2.6版	第1.3版	第1.5版	
第9.0版	2025/9/30	第4.1版	第2.4版	第5.0版	第2.3版	第4.1版	第4.1版	第4.1版	第4.1版	第9.0版	第9.0版	第9.0版	第9.0版	第9.0版	第9.0版	第9.0版	第3.2版	第6.0版	第6.0版	第4.1版	第5.0版	第4.0版	第7.0版	第7.1版	第4.0版	第4.0版	第2.5版	第3.1版	第1.2版	第1.3版	第1.5版	第3.0版	第2.6版	第2.5版	第1.3版	第1.4版	
第8.0版	2025/4/30	第4.0版	第2.4版	第4.2版	第2.2版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第8.0版	第8.0版	第8.0版	第8.0版	第8.0版	第8.0版	第8.0版	第3.2版	第5.0版	第5.1版	第4.0版	第4.0版	第3.2版	第6.0版	第7.0版	第4.0版	第3.1版	第2.5版	第3.0版	第1.1版	第1.2版	第1.4版	第2.1版	第2.5版	第2.4版	第1.2版	第1.3版	
第7.0版	2025/2/28	第4.0版	第2.4版	第4.2版	第2.2版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第7.0版	第7.0版	第7.0版	第7.0版	第7.0版	第7.0版	第7.0版	第3.2版	第5.0版	第5.0版	第4.0版	第4.0版	第3.2版	第6.0版	第6.0版	第3.2版	第3.1版	第2.5版	第3.0版	第1.1版	第1.2版	第1.4版	第2.1版	第2.4版	第2.4版	第1.2版	第1.3版	
第6.0版	2024/11/29	第3.3版	第2.3版	第4.1版	第2.1版	第3.1版	第3.1版	第3.1版	第3.1版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第3.1版	第4.1版	第4.0版	第3.1版	第3.0版	第3.1版	第5.0版	第5.0版	第3.1版	第3.0版	第2.4版	第2.4版	第1.1版	第1.1版	第1.3版	第2.0版	第2.3版	第2.3版	第1.1版	第1.2版	
第5.0版	2024/9/30	第3.2版	第2.3版	第4.1版	第2.1版	第3.1版	第3.1版	第3.1版	第3.1版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第6.0版	第3.0版	第4.1版	第4.0版	第3.1版	第3.0版	第3.0版	第5.0版	第4.0版	第3.0版	第3.0版	第2.3版	第2.4版	第1.1版	第1.1版	第1.3版	第2.0版	第2.3版	第2.3版	第1.1版	第1.2版	
第4.0版	2024/4/30	第3.1版	第2.3版	第4.0版	第2.1版	第3.1版	第3.1版	第3.1版	第3.1版	第5.0版	第5.0版	第5.0版	第5.0版	第5.0版	第5.0版	第5.0版	第3.0版	第4.0版	第3.0版	第3.1版	第3.0版	第2.3版	第4.0版	第3.1版	第3.0版	第3.0版	第2.3版	第2.4版	第1.1版	第1.1版	第1.3版	第2.0版	第2.2版	第2.2版	第1.1版	第1.2版	
第3.0版	2024/2/14	第3.0版	第2.2版	第3.0版	第2.1版	第3.0版	第3.0版	第3.0版	第3.0版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第4.0版	第2.2版	第3.0版	第2.1版	第3.0版	第2.2版	第2.2版	第3.1版	第3.0版	第2.2版	第2.2版	第2.2版	第2.3版	第1.1版	第1.1版	第1.2版	第1.0版	第2.1版	第2.1版	第1.1版	第1.1版	
第2.0版	2023/10/4	第2.1版	第2.1版	第2.0版	第2.0版	第2.0版	第2.0版	第2.0版	第2.0版	第3.0版	第3.0版	第3.0版	第3.0版	第3.0版	第3.0版	第3.0版	第2.1版	第2.1版	第2.0版	第2.1版	第2.1版	第2.1版	第2.1版	第3.0版	第2.2版	第2.1版	第2.1版	第2.2版	第1.0版	第1.0版	第1.1版	第1.0版	第2.0版	第2.0版			

備考

- ・データ項目「住所_町字コード」の入出力を行う際は、当分の間、デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定できなくてもよい。
- ・一部機能の経過措置の対象となった機能に関するデータ項目ID及び連携IDについては、当該機能が実装されるまでの間は適合できなくてもよい。
- ・上記の版数による業務間連携を行う場合において、事業者間での連携調整が困難な特別な事情があるときは、デジタル庁が認める方法によることができる。